

○ 政策目標5－3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。

平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」では、成長著しいアジア諸国の需要を取り込み、我が国の成長につなげていくことが求められており、貿易円滑化を通じてこれに貢献することが要請されています。

一方、緊迫の度合いを高める東アジア情勢や、世界的な物流の拡大・複雑化に伴う密輸手口の悪質化・巧妙化を背景に、不正薬物、銃器をはじめ、テロ関連物品、知的財産侵害物品等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。

これらの要請に応えるために、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。特に、以下の三点につき、効率的・効果的に取り組んでいくことが重要です。

①税関手続の利便性向上による貿易の円滑化に関する課題

「新成長戦略」においては、モノの流れの阻害要因となっている規制を大胆に見直すこと等により、日本へのモノの流れを倍増させることが目標とされています。その中で「貿易関連手続の一層の円滑化」が、目標を達成するための施策の一つとして挙げられており、利用者目線に立ってより積極的に取り組んでいく必要があります。

②水際での取締りに関する課題

社会悪物品や知的財産侵害物品等、社会の安全・安心を脅かす物品の密輸リスクは益々増大しています。税関内部はもとより関係機関との連携をより一層強化しつつ、各種情報の分析・活用や審査基準の設定を工夫することにより、的確な絞込みを行いメリハリのある効果的かつ効率的な取締りを行っていきます。

③適正な関税等の賦課・徴収への取組に関する課題

平成22年度の税関における関税・消費税等の収納額は約5兆円であり、税関は国税収入の約1割を担う重要な徴収機関となっており、引き続き、輸入事後調査や犯則調査等も活用し、適正・公平な課税を確保していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策（平成22年9月10日閣議決定）

平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-3-3：税関手続における利用者利便の向上

4. 業績目標・施策に関する基本的考え方

業績目標 5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

① 貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地規則の適正性の確保

関税等の適正な賦課・徴収を確保するために、税関では、引き続き納税環境の整備を進めるほか、輸入（納税）申告された貨物について、輸入（納税）申告内容（品目分類、課税価格及び原産地等）の適正性を審査・確認し、必要に応じ、貨物の検査や分析を実施します。また、輸入許可後において輸入者その他の関係者の事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸入貨物に係る輸入（納税）申告が適正に行われていたかを確認する輸入事後調査に重点的に取り組んでいきます。

関税等の適正な賦課・徴収を確保するためには、輸入（納税）申告時における価格や数量誤り等の非違のある不適正な申告を是正する必要があることから、当該施策に対応する業務指標として「審査・検査における非違発見件数」を設定し適正な申告を確保するための取組み状況を測定します。24年度の目標値は、過去5年の非違発見件数の平均件数より増加させることとします。

さらに、適正な輸入（納税）申告や輸出申告が行われるためには、通関業務の専門家である通関業者・通関士の適正な業務遂行が必要であることから、定期的な通関業者への立入調査、法令遵守状況の検証、誤った申告の多い通関業者・通関士に対する業務の改善指導など、通関業者・通関士に対する指導・監督を適切に実施します。

◎業績指標 5-3-1：審査・検査における非違発見件数

（単位：件）

	平成18～22年度平均	平成19～23年度平均	24年度目標値
非違件数	67,612	N. A.	過去5年の平均より増加

（出所）関税局業務課調

（注1）当該年を含めた過去5年間の審査・検査を行った結果、申告内容に誤り等を発見した件数。

（注2）平成19～23年度平均は、23年度の実績が6月末までにデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

② 事前教示の充実

税関においては、輸入を予定している貨物の品目分類、課税価格の評価及び原産地規則について、事前に照会を受け付け、回答を行う事前教示制度を設けています。本制度の活用によって、税関にとっては、適正な輸入（納税）申告が確保でき、また、輸入者にとっては、事前に関税率等を知ることが可能となります。

このような事前教示制度の利用を促進するため、税関の通関窓口等において、そのメリットを丁寧に周知します。また、事前教示制度の事務処理に際しては、照会内容によつては時間をかけた深度のある検討が必要となるものがありますが、回答を迅速に行う

ため、全国の事前教示に関する情報を集約し統一的な解釈及び運用を行っている分類センターや評価センター等において、全国レベルでの事例の分析や事務処理に関する進捗管理を実施するとともに、各税関の申告・審査に関する情報の共有化を図ります。

当該目標に対応する業績指標として、「事前教示制度の運用状況（一定期間以内で回答した割合）」を設定し、引き続き、事前教示照会に迅速に対応しているかどうかを測定します。24年度の目標値は、文書による回答及び口頭による回答とも、これまでどおり高いレベルでの運用を目指し99.9%とし、また、平均処理日数については、回答の適正性、迅速性のバランス確保を考慮し14.0日とします。

◎業績指標 5-3-2：事前教示制度の運用状況（一定期間以内で回答した割合）

（単位：%、日）

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度目標値
文書による回答	99.9	99.9	99.9	N. A.	99.9
平均処理日数	14.3	13.9	13.9	N. A.	14.0
口頭による回答	99.7	99.4	99.6	N. A.	99.9

（出所）関税局業務課調

品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要時間が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日に回答できない場合を除く。））以内であったものの割合。

（注2）平成23年度実績は、24年6月末までにデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

③ 保税制度の適切な運用

税関では、保税地域の巡回や保税地域に出し入れされる貨物の取締り及び検査を実施すること、保税地域の許可を受けた者等が関税法に違反する行為をした場合には当該保税地域への貨物の搬入を停止すること、保税地域において外国貨物が亡失した場合には当該貨物の管理者から関税等を徴収すること等、保税地域における外国貨物の適正な管理を行うことにより、貿易秩序を維持するとともに適正な輸入（納税）申告の確保を図ります。

業績目標 5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止

① 取締体制の整備

税関では、覚醒剤・麻薬・銃砲等のいわゆる社会悪物品、知的財産侵害物品、テロ関連物品、有害廃棄物、偽造カード等の輸出入が禁止されている物品について、国際貿易における秩序維持を図るため、関係機関と連携し、水際における取締りを行っています。

近年は、密輸手口の悪質化・巧妙化が進んでおり、これらに的確に対応するため、密輸摘発能力の向上に努めるとともに、先端技術を活用した検査機器を導入することにより、社会悪物品の一層効果的な水際取締りを行う必要があります。社会悪物品等の水際取締りに当たっては、貨物情報や旅客情報をできるだけ早く入手し、取締対象を絞り込

んでハイリスク貨物に対する重点的な取締りを行うことが効果的かつ効率的であることから、外国貿易船・外国貿易機等の入港前に船長・機長等から報告を受けている積荷、旅客及び乗組員に関する事項とともに、混載貨物の詳細情報を活用し、より充実した貨物及び旅客のスクリーニングを行っていきます。同時に、大型X線検査装置をはじめとする各種X線検査装置、監視カメラ、麻薬探知犬、監視艇等の取締機器の一層の効率的な活用に努めるとともに、先端技術を活用した検査機器の導入に努め、引き続き、情報を活用したリスクの高い貨物の絞り込みと取締機器の活用による重点的な水際取締りを行います。

また、知的財産侵害物品の水際取締りについては、これまで差止申立て制度や取締り対象の拡大等の制度改正、定員確保や機構整備等の体制強化に取り組んできたところですが、引き続き、知的財産の保護のため、「知的財産推進計画」に基づく取組も含めた制度改正や体制強化を行うなどより一層強化していく必要があります。

さらに、特にテロ関連物品や有害廃棄物の不正輸出を阻止するため、輸出者その他の関係者の事業所などを個別に訪問して関係帳簿書類を調査すること等により、輸出された貨物について手続が適正に行われていたかを確認する輸出事後調査についても積極的に実施するとともに、国際犯罪組織の摘発及びテロの未然防止を図るため、マネーロンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策の一つとして、キャッシュ・クーリエ（現金等の携帯輸出入）対策に引き続き取り組みます。

当該目標に対応する業績指標として、「税関における不正薬物の押収量の割合」を設定し、我が国で押収された不正薬物総量のうち、税関における押収量の割合を測定します。当該割合については、警察、麻薬取締部等による国内での取締りの成果如何によっても総押収量が変動することに伴い、増減する性格のものであることから、具体的な数値目標の設定はしておりませんが、不正薬物の国内流入を阻止する観点からも、税関における不正薬物の押収量の割合は高い方が望ましいことから、平成20～24年の目標値は、向上とします。また、業績指標として、「事前選定による検査指標」及び「大型X線検査装置による検査指標」を設定し、事前報告情報や大型X線検査装置を活用した、対象を絞り込んだ検査の強化が図られているかを測定します。24年度の目標値は、いずれの検査においても、これまでの実績を踏まえ、単なる検査数の拡大ではなく各種情報を分析・活用の上対象を絞り込んで重点的な取締りを行うことから、事前選定による検査指標については200、大型X線検査装置による検査指標については95とします。

◎業績指標 5-3-3：税関における不正薬物の水際押収量の割合 (単位：%)

	平成16～20年	17～21年	18～22年	19～23年	20～24年目標値
不正薬物	77.3	67.3	71.1	N. A.	向上
うち覚醒剤	88.3	90.1	93.9	N. A.	向上

(出所) 関税局調査課調

(注1) 当該年を含めた過去5年間における不正薬物（覚醒剤、大麻、麻薬類（ヘロイン、コカイン、あへん））の国内全押収量（厚生労働省統計）中、税関における押収量（税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量）の占める割合。

(注2) 関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。

(注3) 平成19～23年の実績値は、平成23年における国内全押収量を把握後、平成23年度実績評価書に掲載予定。

◎業績指標 5-3-4：事前選定による検査指数

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度目標値
事前選定による検査指数	201	168	176	N. A.	200

(出所) 関税局監視課調

(注1) 平成18年3月に運用を開始した海上貨物スクリーニングシステムを利用して事前選定した貨物の検査の実施状況について、平成18年度の検査件数を100とし、その指標を測定する。

(注2) 平成23年度実績値は、24年6月末までにデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

◎業績指標 5-3-5：大型X線検査装置による検査指数

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度目標値
大型X線検査装置による検査指数	109	96	93	N. A.	95

(出所) 関税局監視課調

(注1) 大型X線検査装置による検査の実施状況について、平成18年度の検査件数を100とし、その指標を測定する（更新等のため稼働停止している装置を除く）。

(注1) 全国13港16箇所に設置されている大型X線検査装置は、平成18年3月までに設置された。

(注2) 平成23年度実績値は、24年6月末までにデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

② 関係機関との連携と情報の収集

社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、関係機関のみならず民間からも密輸情報を収集し、それらの情報を有効に活用する必要があります。

このため、合同取締りや犯則事件の共同調査・捜査、積極的な情報交換を通じて、関係機関との連携を強化します。また、警察・海上保安庁等の国内関係機関や外国税関・WCO等の外国関係機関との情報交換を積極的に推進するとともに、諸外国と税関相互支援協定等締結への取組を積極的に進めています。さらに、民間からの情報提供の促進に努めます。

特に、知的財産侵害物品については、水際における差止実績の多くが中国又は韓国からの物品であることから、効果的な取締りを実施するため、定期的に日中韓3カ国関税局長・長官会議知的財産作業部会を開催し、情報交換を積極的に実施しています。

こうして得られた密輸情報を全国の一元的に管理するとともに、分析手法の向上を図り、収集した情報を積極的に活用することにより、密輸の摘発に努めます。また、前述のとおり、外国貿易船・外国貿易機等の入港前に船長・機長等から報告を受けている積荷、旅客及び乗組員に関する情報も有効に活用して密輸の摘発に努めます。

④ 業績目標 5-3-3：税関手続における利用者利便の向上

当該目標は「新成長戦略」等に取り上げられており、今後重点的に進めるべき目標であることから「重点目標」として設定しています。

近年、税関における水際取締りの強化について社会の要請が強まるに同時に、年々増加する輸出入申告を迅速・円滑に処理することが求められています。

このため、適正な通関を確保しつつ、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上に貢献することは、税関に課せられた重要な使命となっています。具体的には、ハイリスク貨物に対する重点的な審査・検査や、大型X線検査装置等の取締機器の有効活用に努めるとともに、AEO制度の拡充をはじめ、輸出入通関・保税その他の税関手続に係る様々な制度の改善を行い、説明会等を通じてこれらを周知していきます。

通関手続については、平成13年9月の米国同時多発テロ以降、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を迅速化・簡素化するAEO制度を推進することが国際的な潮流となっています。

我が国においては、平成18年に輸出者を対象としたAEO制度を導入して以降、対象者の範囲を順次拡大し、現在では輸出入に係わる各種の事業者を幅広く対象とするAEO制度となっています。

これらの取組も含め、関係民間事業者や学識経験者の方々から税関手続における利用者利便について、ご意見をうかがい、制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、適正な運営を図ります。

さらに、出入国旅客の携帯品に係る通関（旅具通関）についても、これまでのアンケート調査の結果を踏まえ、更なる税関職員の接遇の向上等に努めます。

当該目標に対応する中期的な業績指標として、「輸入通関における平均所要時間」を設定し、税関手続の改善等の取組によって国際物流の迅速化・円滑化がどれだけ実現されているかを測定します。輸入通関手続の簡素化・迅速化のための施策を講じてきたことに伴い平均所要時間は短縮していますが、近年の調査結果からすれば、これ以上の大幅な短縮を期待することは現実的でないと思料されることから、次回（26年度予定）目標値は、海上3.0時間、航空0.4時間とします。

また、AEO制度の一層の普及により、国際物流全体におけるセキュリティの向上により国民の安全・安心を確保しつつ、AEO事業者に係るサプライチェーンにおけるリードタイム短縮・コスト削減を促進するため、業績指標として「事業者のAEO制度利用状況（AEO事業者新規承認数）」を設定し、AEO制度の利用状況を測定します。関税局・税関による貿易関係事業者へのAEO取得の奨励などを実施することにより、平成24年度の目標値は30者とします。

さらに、業績指標として「輸出入通関における利用者満足度」を設定し、これらの取組に対する総合的な利用者の満足度を測定します。平成24年度目標値は、直近の22年度の満足度（上位3段階）が、輸出入者57.4%、通関業者73.2%であることを踏まえ、輸出入者60.0%、通関業者75.0%とします。

上記に加え、東日本大震災への対応について、震災により影響が出ている貨物に関連した税関手続について、利用者に十分配慮し、迅速な通関を行うなど、迅速かつ柔軟な対応を進めています。また平成23年5月30日には、「東日本大震災からの復興に係る税関の支援策」を発表し、東日本大震災の被災地域の物流・貿易の円滑化・活性化により、被災地域の復興を推進するため、被災地域の貿易活性化や被災地域に所在する輸出入者等の事務負担の軽減等を行うこととしました。当該支援策等に基づいて、被災地の復興支援に

取り組んでいきます。

◎業績指標 5-3-6：輸入通関における平均所要時間 (単位：時間)

		15年度 (H16.3実施)	17年度 (H18.3実施)	20年度 (H21.3実施)	23年度 (H24.3実施)	26年度 目標値
平均所 要時間	海上	4.3(67.1)	3.3(63.8)	3.1(62.4)	N.A.	3.0
	航空	0.4(17.0)	0.4(14.4)	0.4(16.0)	N.A.	0.4

(出所) 関税局業務課調

(注1) 輸入申告から輸入許可までの時間。船舶等の入港から輸入許可までの時間を括弧書きで参考表示した。

(注2) 調査を実施した年度のみ計上している。

(注3) 目標年度（調査実施年度）は、今後の状況により変更する場合がある。

(注4) 平成23年度実績値は、24年6月末までにデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

(新) ◎業績指標 5-3-7：事業者のAEO制度利用状況（AEO事業者新規承認数）(単位：者)

	平成23年度	平成24年度目標値
AEO事業者新規承認数	N.A.	30

(出所) 関税局監視課及び業務課調

(注1) AEO事業者新規承認数は、各年度におけるAEO事業者新規承認数。

(注2) 平成23年度実績値は、24年6月末までにデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

(参考) 平成22年度末現在のAEO事業者数は、439者（うち輸出者239者、輸入者79者、倉庫業者87者、通関業者31者、運送者3者）。

◎業績指標 5-3-8：輸出入通関における利用者満足度 (単位：%)

		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度目標値
満足度	輸出入者 (上位3段階)	52.3	54.3	57.4	N.A.	60.0
	通関業者 (上位3段階)	69.8	70.3	73.2	N.A.	75.0

(出所) 関税局業務課調（アンケート調査による）

(注1) アンケート調査の概要についてはP189参照。

(注2) 平成23年度実績値は、24年6月末までにデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

(参考) 22年度における輸出入通関における利用者満足度調査の結果 (単位：%)

	大変良い	良い	やや良い	どちらともいえな	やや悪い	悪い	大変悪い
輸出入者	4.81	29.21	23.37	37.80	3.78	0.69	0.34
通関業者	6.68	33.76	32.71	20.87	5.04	0.94	0.00

(出所) 関税局業務課調（アンケート調査による）

(注) アンケート調査の概要についてはP189参照。

施 策 5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上

① 税関手続システムの現状

輸出入及び港湾・空港の税関手続のシステム化については、昭和53年に航空貨物通関情報処理システム（A i r – N A C C S）を、平成3年に海上貨物通関情報処理システム

ム（Sea-NACCS）を導入して以降、累次のシステム更改を行い、平成22年2月には、Air-NACCSとSea-NACCSを統合した輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を稼働させています。

また、関係省庁システムとのシングルウインドウ化については、平成15年に輸出入・港湾関連手続の導入を開始後、対象となる関連省庁システムとの接続を推進し、平成22年2月にシングルウインドウを完結した他、シングルウインドウを更に発展させ、より利便性の高いシステムとするため、関係省庁の輸出入や港湾関連手続のシステムについて、順次NACCSに統合することとしており、平成20年10月に国土交通省の港湾EDI、平成22年2月には経済産業省の貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）をそれぞれNACCSに統合しております。また、動物検疫手続、植物防疫手続及び食品衛生手続のシステムについても、それぞれのシステムの更改時期を捉えて統合することとしており、平成25年10月の統合を目指し、現在、検討を行っているところです。

財務省はこのような継続的なシステムの見直し、機能向上を実施することにより、システムの安定稼働を通じて、通関の迅速化や利用者利便の向上を図ってきたところであり、引き続き、システムの安定稼働確保のため、NACCSを管理・運営する輸出入・港湾関連情報処理センター（株）（NACCSセンター）を監督していきます。

② 国際的なシステム連携とNACCS型システムの海外展開

諸外国の貿易関連システムと我が国のNACCSを連携させ、貿易関連書類の電子的な交換を可能とすることも国際物流の一層の円滑化のための重要な施策であると考えています。

財務省及びNACCSセンターでは、国際的なシステム連携の一形態として、NACCSとマレーシアの貿易関連システムを接続し、日マレーシア経済連携協定（EPA）に係る原産地証明書の電子化に向けての実証実験を行っています。今後は技術的な問題点を洗い出し、必要なシステムの改修を行った後、平成24年度中には本格実施に移行する予定としています。

また、一部の諸外国では、税関手続システムの導入、高度化のニーズが強いことから財務省としては、NACCS型システムの海外展開、システム化支援を通じて、諸外国における税関手続の簡素化、効率化を推進していくこととしており、諸外国へのNACCS型システムの普及により、日系企業のビジネス環境の改善、日本との間の貿易投資の拡大につながるものと考えています。当該取組みの一環として、平成23年7月には、ベトナムとの間でNACCSの導入について基本的な合意に達し、両国間で検討を開始しているところです。

当該施策に対応する業績指標として、「NACCSの利用状況（システム処理率）」を設定して、利用者利便向上への貢献状況を測定し、また、「NACCSの運用状況（システム稼働率）」を設定して、システムの安定稼動状況を測定します。「NACCSの利用状況（システム処理率）」の平成24年の目標値は、実質的に全ての輸出入手続きをシステムで処理する目標とし、個人で輸出入手続を行う場合等、利用者がシステム処理

を希望しない場合を考慮して、98%とします。また、「N A C C Sの運用状況（システム稼働率）」の平成24年度の目標値は、システム障害が、実質的に円滑な国際物流を阻害しない範囲は1時間程度と考えられることから、年間のシステム稼働率99.99%とします。

◎業績指標 5-3-9：N A C C Sの利用状況（システム処理率） (単位：%)

	平成22年	平成23年	24年目標値
システム処理率	98%	N. A.	98%

(出所) 関税局総務課事務管理室調

(注1) N A C C Sにより処理された輸出入申告件数/税関への全輸出入申告件数（輸出入申告件数には、輸出入許可、蔵入承認件数、移入承認件数、総保入承認件数及び積戻し件数を含む）。

(注2) 平成23年度実績は、24年6月末までにデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

◎業績指標 5-3-10：N A C C Sの運用状況（システム稼働率） (単位：%)

	平成22年度	平成23年度	24年度目標値
システム稼働率	99.95%	N. A.	99.99%

(出所) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調

(注1) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間

(注2) 平成23年度実績は、24年6月末までにデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

(注3) 年間稼働時間の0.01%のシステム障害が発生するとシステム停止時間は1時間弱（24時間（分換算）×365日×0.01%＝52.56分）となる。

施 策 5-3-5：実効性ある税関行政実現のための情報提供

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入しようとする貨物の関税等に関する情報を提供することが必要です。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、税関における不正薬物・銃砲等の社会悪物品や大量破壊兵器等のテロ関連物品等の水際取締りの取組やその重要性を国民の皆様に知っていただくことが必要です。さらに、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため、A E O制度等の輸出入通関制度の情報を利用者が必要とする時に、分かり易い形で得られるようにすることが重要です。

このため、税関ホームページにおいて、A E O制度、品目分類、関税評価等に関する情報の充実を図るとともに、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や、各税関ホームページへのアクセスを簡素化して利便性を向上させるなど、国民の目線に立った、分かり易く、使い易いホームページ作りに取り組んできたところです。

平成24年度においても、引き続き、利用者の情報ニーズを踏まえつつ、A E O制度などの輸出入通関制度や水際取締りの状況等の情報を税関ホームページ等において提供するとともに、講演会や説明会等においても、これらの情報を発信していきます。また、最近のソーシャルメディアの飛躍的な普及を踏まえ、平成23年度に開設した「税関ツイッター」、動画共有サイト「税関チャンネル」及び「税関公式フェイスブックページ」を活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に発信していきます。

当該施策に対応する業績指標として、「税関ホームページへのアクセス状況」を設定し、インターネットを通じた情報提供の度合いを測定します。また、「輸出入通関制度の認知度」及び「密輸取締り活動に関する認知度」を業績指標として設定し、通関手続や水際取締りに関する情報発信がどの程度認知されているか測定します。さらに、「講演会及び税関見学における満足度」を業績指標として設定し、これらの取組に対する総合的な利用者の満足度を測定します。

「税関ホームページへのアクセス状況」の平成24年度の目標値は、近年におけるインターネット利用者数の伸び率に基づいて、訪問者数1,450,000人とします。「輸出入通関制度の認知度」及び「密輸取締り活動に関する認知度」の平成24年度の目標値は、当該目標については、過去の実績値が7～8割程度であること及び指標として参考としている22年度実績値が21年度実績値を上回ることができなかったことを踏まえ、23年度の目標値を引き続き利用します。また、「講演会及び税関見学会における満足度」の実績値は近年維持している高い満足度を引き続き維持することとします。

そして、新たな業績指標として「貿易統計の公表状況」を設定し、定期的な資料の公表が正確かつ迅速に行われているか測定します。貿易統計は、経済統計に関する国際条約及び関税法に基づき、作成、公表しており、現実の貿易動向を的確に表していることから、国及び公共機関の経済政策並びに民間企業の経済活動にとって貴重な資料として広く利用されるとともに、国際収支統計、国民所得統計などの各種の経済統計の基礎資料として利用されているため、平成24年度においても引き続き正確かつ迅速な情報提供を行うこととします。

◎業績指標 5-3-11：税関ホームページへのアクセス状況

(単位：者)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度目標値
訪問者数	1,910,341	1,845,519	2,071,137	N. A.	1,450,000

(出所) 関税局総務課調

(注1) 訪問者数は、税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) を訪問した者の数を月単位で計測したものであり、同じ利用者 (IPアドレス) については月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず1件として計上する。

(注2) 平成23年3月に行った機器更改に伴い、アクセス数の集計方法に変更が生じている。

(注3) 平成23年度実績値は、24年6月末までにデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

◎業績指標 5-3-12：講演会及び税関見学における満足度

(単位：%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度目標値
満足度	95.2	94.2	98.1	N. A.	維持

(出所) 関税局総務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP189参照。

(注2) 平成23年度実績値は、24年6月末までにデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

◎業績指標 5-3-13：輸出入通関制度の認知度

(単位：%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度目標値
事前教示制度	70.4	71.7	69.1	N. A.	75.0
NACCSを利用した他法令手続	67.7	64.7	65.8	N. A.	70.0
納期限延長制度	75.8	76.7	67.4	N. A.	80.0
輸入者のAEO制度	86.3	80.0	74.7	N. A.	90.0
輸出者のAEO制度	75.8	81.4	77.4	N. A.	90.0
開庁時間外における通関	88.3	81.3	79.8	N. A.	90.0

(出所) 関税局業務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP189参照。

(注2) 平成23年度実績値は、24年6月末までにデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

◎業績指標 5-3-14：密輸取締り活動に関する認知度

(単位：%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度目標値
認知度	80.0	80.4	78.1	N. A.	80.0

(出所) 関税局総務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP189参照。

(注2) 平成23年度実績値は、24年6月末までにデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

(新) ◎業績指標 5-3-15：貿易統計の公表状況

(単位：回、%)

	作成頻度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度目標値
普通貿易統計（速報）月分※	月1回	12/12	12/12	12/12	N. A.	12/12
普通貿易統計（速報）上旬分	月1回	12/12	12/12	12/12	N. A.	12/12
普通貿易統計（速報）上中旬分	月1回	12/12	12/12	12/12	N. A.	12/12
普通貿易統計（確報等）	月1回	12/12	12/12	12/12	N. A.	12/12
普通貿易統計（確定）	年1回	0/1	1/1	1/1	N. A.	1/1
特殊貿易統計（確報）	月1回	12/12	12/12	12/12	N. A.	12/12
特殊貿易統計（確定）	年1回	1/1	1/1	1/1	N. A.	1/1
船舶・航空機統計（確報）	月1回	12/12	12/12	12/12	N. A.	12/12
船舶・航空機統計（確定）	年1回	1/1	1/1	1/1	N. A.	1/1
達成割合		98.7%	100%	100%	N. A.	100%

(出所) 関税局調査課調

(注1) 3月分に併せて年度分、6月分に併せて年上半期分、9月分に併せて年度上半期分、12月分に併せて年分も公表。

(注2) 貿易統計ホームページ (<http://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm>)

(注3) 平成23年度実績値は、24年6月末までにデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

税関では、関税に関する法律の解釈・適用、申告・申請等の手続に関する相談を受け付ける総合的な窓口として、税関相談官を設置するとともに、税関手続についての相談を税関ホームページ上のキーワード検索や音声及びファックスで自動的に回答する「カスタムスアンサー」を導入しており、このような取組により、他省庁所管の手続を含む輸出入関

連手続全般にわたる幅広い情報を提供しています。

税関相談官制度を構成する個別の事務の内容について、アンケート調査により利用者の印象、意見等を聴取し、その結果を分析することにより、業務の改善を図り、利用者の方々の要望によりかなったものとしていきます。

近年、個人を含め輸出入を行う方々の増加により、「カスタムスアンサー」に求められる情報が多種多様化しており、その利用の大部分がインターネットを通じたものであることから、税関ホームページに掲載している「カスタムスアンサー」を充実させるとともに、制度改正等を踏まえた質問・回答内容の見直しを適時に実施する等、利用者にとってより使い易いものにしていきます。

当該施策に対応する業績指標として、「税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）」を設定し、税関相談事務の内容が利用者の方々の要望にかなったものであるかどうかを測定します。平成24年度目標値は、近年の実績値を上回ることを目標として、80.0%とします。さらに、業績指標として、「カスタムスアンサー（インターネット版）利用件数」を設定し、「カスタムスアンサー（インターネット版）」を通じた税関手続に係る情報提供の度合いを測定します。当該利用件数は税関ホームページへのアクセス件数と密接に関係することから、平成24年度目標値は、「業績指標5-3-11：税関ホームページへのアクセス状況」の目標値を踏まえ、128,000件とします。

◎業績指標 5-3-16：税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度）

(単位：%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度目標値
満足度（上位3段階）	79.5	78.2	78.4	N. A.	80.0

(出所) 関税局業務課調

(注1) アンケート調査により計測。概要についてはP189参照。

(注2) 平成23年度実績値は、24年6月末までにデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

◎業績指標 5-3-17：カスタムスアンサー（インターネット版）利用件数 (単位：件)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度目標値
利用件数	181,752	172,410	178,082	N. A.	128,000

(出所) 関税局業務課調

(注1) カスタムスアンサー（インターネット版）のトップページへのアクセス件数。

(注2) 平成23年3月に行った機器更改に伴い、アクセス数の集計方法に変更が生じている。

(注3) 平成23年度実績値は、24年6月末までにデータが確定するため、平成23年度実績評価書に掲載予定。

5. 参考指標（25指標）

- 関税等徴収額（国税全体に対する割合を併記）
- 税関分析法等の見直し及び検討件数
- 関税等の滞納整理中の税額
- 輸入事後調査実績
- 加算税の徴収実績

- 関税ほ脱事犯に関する犯則調査状況
- 通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者・通関士の処分件数）
- 事前教示制度の運用状況（事前教示回答件数）
- 保税地域数（総数、新規許可件数及び更新件数）
- 保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数
- 入港船舶・航空機数及び入国旅客数
- 旅具検査における摘発件数
- 社会悪物品等の密輸事犯の摘発実績
- 関税法等違反事件の処分件数
- 知的財産侵害物品に係る差止申立等件数
- 輸出事後調査実績（実施件数）
- 関係機関との連携・情報収集の実績
- AEO貨物（特例申告貨物）の輸入通関手続に係る平均所要時間
- 旅具通関に対する利用者の評価
- 税関による講演会・説明会の開催回数
- 税関の密輸抑止効果についての認識
- 税関手続及び様式のホームページへの掲載件数
- 税関相談制度の運用状況（相談処理件数）
- 輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移【再（総5）】
- 輸出入許可・承認件数の推移【再（政5-1）】